

配置技術者の取扱いについて

1. 電子入札において、入札後に他の工事を落札したことにより配置技術者が不足することとなり、当該工事を落札しても配置技術者を配置することができないことが明確になった場合は、入札者からの書面の提出により、当該入札を無効として取り扱うものとする。
2. 提出期限は開札予定日時までとし、以降の提出は認めないものとする。
3. 申し出は書面によるものとし、書面以外の方法による場合は、認めないものとする。
4. 申し出がなされないまま落札者となった後において、配置技術者の配置ができないことが判明した場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

※当該取扱いは平成19年11月からとする。

※記載例（様式は任意）

（任意様式）

申 出 書

工事名：地特道改○第○号 道路改良工事

このたび、上記工事において入札を行いましたが、下記理由により配置予定技術者の配置ができなくなりましたので、申し出します。

（理由）

○○市 発注の○○工事にて○ 月 △ 日に落札をし、当該工事に配置予定技術者を配置するため。

平成○○年 ○月 × 日

住 所 ○○市大字○○1-1

商号又は名称 株式会社 △工業

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

代表者印

○○土木事務所長
契約担当者 佐藤 ○○ 殿

※入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合の申出の例